

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	農業委員会
許 認 可 等 の 種 類	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認		
根 拠 法 令 (条 例 等)	土地改良法 (昭和24年号外法律第195号)		
根 拠 条 項	<p>(土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～8 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（許認可等の判断基準が法令において規定されているため）</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○土地改良法施行令</p> <p>〔土地改良事業に参加する資格の申出等〕</p> <p>第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>○土地改良法施行規則</p>		

〔事業参加の申出〕

第2条 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。

(1) 法第5条第2項、第48条第3項、第85条第2項、第85条の2第2項、第85条の3第2項若しくは第7項、第87条の2第3項、第88条第1項、第95条第2項、第95条の2第2項、第96条の2第2項若しくは第96条の3第2項又は土地改良法施行法（以下「施行法」という。）第5条第4項（施行法第7条第2項及び第9条において準用する場合を含む。）の規定による公告がされる場合 当該公告の期間満了後5日以内

(2) 法第48条第6項（法第88条第6項、第95条の2第3項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による申出をする場合 当該申出の前まで

(3) 土地改良事業に参加する資格を交替しようとする場合 当該交替を希望する日の7日前まで

2 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申出者の氏名又は名称及び住所

(2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所

(3) 当該農用地の所在、地番、地目（登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。）、用途及び地積

(4) 申出の理由

(5) その他必要な事項

3 略

標準処理期間	14日
関係法令等	土地改良法施行令第1条の3第1項 土地改良法施行規則第2条第1項、第2項
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	農業委員会
許 認 可 等 の 種 類	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	土地改良法 (昭和24年号外法律第195号)		
根 拠 条 項	<p>(土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によって当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令で定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p> <p>4～8 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○土地改良法施行規則</p> <p>〔一時耕作の場合の自作不能の事由〕</p> <p>第5条 法第3条第3項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 就学</p> <p>(2) 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの</p>		
標 準 処 理 期 間	20日		
関 係 法 令 等	土地改良法施行規則第5条		
関 係 文 書 等			

審查基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	農業委員会
許 認 可 等 の 種 類	農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	土地改良法 (昭和24年号外法律第195号)		
根 拠 条 項	<p>〔土地改良事業に参加する資格〕</p> <p>第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者、その他の場合にあっては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定の適用については、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業(同条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p>		
審 査 基 準	未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)		

【その他の基準となる法令、通知等】

○土地改良法施行令

〔農地中間管理機構の認定〕

第1条の7 農業委員会は、法第3条第4項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

標準処理期間	20日
関係法令等	土地改良法施行令第1条の7
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	農業委員会
許 認 可 等 の 種 類	農地又は採草放牧地の権利移動の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	農地法 (昭和27年法律第229号)		
根 拠 条 項	<p>(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農地法</p> <p>(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第1号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第1号、第2号及び第4号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを</p>		

効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

- (2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合
- (3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合
- (4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- (5) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）
- (6) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項（第2号及び第4号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。

- (1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
- (2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人（次条第1項第3号において「業務執行役員等」という。）のうち、1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

○農地法施行令

（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続）

第1条 農地法（以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。

（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）

第2条 法第3条第2項第1号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

- 1 その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべ

き農地及び採草放牧地の全てについて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ その権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。

ロ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。

ハ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

ニ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

2 耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原（第三者に対抗することができるものに限る。ロにおいて同じ。）に基づいてその事業に供している農地又は採草放牧地につき当該事業を行う者及びその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合において、許可の申請の時ににおけるその者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、イ及びロに該当すること。

イ 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となった場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

2 法第3条第2項第2号及び第4号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められること。

(2) 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められること。

(3) 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

(4) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められること。

(5) 前項第1号イからニまでに掲げる事由

○農地法施行規則

農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請)

第10条 農地法施行令（以下「令」という。）第1条の規定により申請書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) その申請に係る権利の設定又は移転が強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）若しくは公売又は遺贈その他の単独行為による場合

(2) その申請に係る権利の設定又は移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法（昭和26年法律第222号）により調停が成立し、又は家事事件手続法（平成23年法律第52号）により、審判が確定し、若しくは調停が成立した場合

2 令第1条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第30条第1号を除き、以下同じ。）

(2) 権利を取得しようとする者が法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び令第2条第1項第1号ロに規定する法人を除く。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し

(3) 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社であるものに限る。）である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し

(4) 権利を取得しようとする者が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

(5) 権利を取得しようとする者が令第2条第2項第3号に規定する法人である場合には、第16条第2項の要件を満たしていることを証する書面

(6) 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする者にあつては、同条第3項第1号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し

(7) 権利を取得しようとする者が景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項に規定する景観整備機構である場合には、同法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面

(8) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第24条第1項の規定の適用を受けて法第3条第1項の許可を受けようとする者にあつては、同法第24条第1項第1号に規定する契約の契約書の写し

(9) 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、同項各号のいずれかに該当することを証する書面

(10) その他参考となるべき書類

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請書の記載事項)

第11条 令第1条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 申請に係る土地の所在、地番、地目（登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。）、面積及びその所有者の氏名又は名称

(3) 申請に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

(4) 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(5) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等についての次に掲げる事項

イ これらの者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の利用の状況

ロ これらの者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(6) 所有権が取得される場合（令第2条第1項第1号又は第2項に規定する相当の事由がある場合を除く。）には、所有権を取得しようとする者の国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいい、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者をいう。以下同じ。）にあつては、在留資格（出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項に規定する在留資格をいう。）又は特別永住者である旨を含む。以下同じ。）（法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国並びに理事等（構造改革特別区域法第24条第1項の規定の適用を受けて所有権を取得しようとする法人にあつては、役員）及び第17条に規定する使用人（第59条第12号2及び第101条第2号において単に「使用人」という。）の氏名、住所及び国籍等）

(7) 所有権を取得しようとする者が法人である場合（令第2条第1項第1号又は第2項に規定する相当の事由がある場合を除く。）には、その総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（以下「主要株主等」という。）の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たって準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）

(8) 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

イ 農地所有適格法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに権利の取得後における事業計画

ロ 農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権

ハ 農地所有適格法人の構成員からその農地所有適格法人に対して権利を設定し、又は移転した農地又は採草放牧地の面積

ニ 法第2条第3項第2号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合に

は、その構成員が農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積

ホ 農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

ヘ 法第2条第3項第2号へに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業の内容

ト 承認会社が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

チ 農地所有適格法人の理事等の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

リ 農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び権利の取得後における従事計画

(9) 信託の引受けにより法第3条第1項本文に掲げる権利が取得される場合には、当該信託契約の内容

(10) 権利を取得しようとする者が個人である場合には、権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(11) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供する農地及び採草放牧地の面積

(12) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、その事由

(13) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

(14) 権利を取得しようとする者が法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合には、次に掲げる事項

イ 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。次号ロにおいて同じ。）のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び権利の取得後における従事計画

(15) 所有権を取得しようとする者が構造改革特別区域法第24条第1項の規定の適用を受けて法第3条第1項の許可を受けようとする法人である場合には、次に掲げる事項

イ 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画

ロ その法人の業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況及び

所有権の取得後における従事計画

ハ 構造改革特別区域法第24条第1項第1号に規定する契約に係る農地又は採草放牧地の所有権の移転請求権の保全のための仮登記をすることについて、その法人が承諾する旨

(16) その他参考となるべき事項

2 次のいずれかに該当する場合には、令第1条の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号まで及び第16号に掲げる事項とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得しようとする場合

(2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が農地若しくは採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

(3) 前条第2項第7号に規定する場合

(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)

第16条 令第2条第1項第1号ハの農林水産省令で定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。

2 令第2条第2項第3号の一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) その行う事業が令第2条第2項第3号に規定する事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの

(2) 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

(使用人)

第17条 法第3条第3項第3号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とする。

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出を要しない場合)

第18条 法第3条の3の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第5条第1項本文に規定する場合

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第11条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の承認を受けて法第3条第1項本文に掲げる権利を取得した場合

(3) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第11条第1項の規定により特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認を受けたものとみなされて法第3条第1項本文に掲げる権利を取得した場合

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の認定を受けて法第3条第1項本文に掲げる権利を取得した場合

(5) 第15条各号（第5号を除く。）のいずれかに該当する場合

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法）

第19条 法第3条の3の届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 権利を取得した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 権利を取得した農地又は採草放牧地の所在、地番及び面積

(3) 権利を取得した事由及び権利を取得した日

(4) 取得した権利の種類及び内容

(5) 所有権を取得した場合には、所有権を取得した者の国籍等（法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国）

標準処理期間	28日
関係法令等	農地法第3条第2項・第3項 農地法施行令第1条、第2条 農地法施行規則第10条、第11条、第16条、第17条、第18条、第19条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	農業委員会
許 認 可 等 の 種 類	特定農地貸付けに関する承認		
根 拠 法 令 (条 例 等)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年号外法律第58号）		
根 拠 条 項	<p>(特定農地貸付けの承認)</p> <p>第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（許認可等の判断基準が法令において規定されているため）</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「農地の貸付け」という。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>(1) 政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。</p> <p>(2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>(3) 政令で定める期間を超えない農地の貸付けであること。</p> <p>(4) 農業協同組合が行う農地の貸付けにあつては、組合員が所有する農地に係るものであること。</p> <p>(5) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。</p> <p>イ その者が所有する農地（その者が当該農地に係る次条第3項の承認が取り消された後</p>		

において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定（以下「貸付協定」という。）を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結しているものに限る。）

ロ その者が地方公共団体又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から第1号から第3号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地中間管理機構と締結しているものに限る。）

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令
（特定農地貸付けの承認の基準）

第3条 法第3条第3項第4号の政令で定める基準は、同条第2項第1号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする。

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則
（貸付規程に記載すべき事項）

第2条 法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類
- (2) 法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類

標準処理期間	40日
関係法令等	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項、 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第2条
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	6	処理機関(所管課)	農業委員会
許 認 可 等 の 種 類	特定農地貸付けの変更の承認		
根 拠 法 令 (条 例 等)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 (平成元年政令第258号)		
根 拠 条 項	<p>(特定農地貸付けの変更等)</p> <p>第4条 特定農地貸付けについて法第3条第3項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて同条第2項各号に掲げる事項の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第3項において同じ。)の承認を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「農地の貸付け」という。)で、次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>(1) 政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。</p> <p>(2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>(3) 政令で定める期間を超えない農地の貸付けであること。</p> <p>(4) 農業協同組合が行う農地の貸付けにあっては、組合員が所有する農地に係るものであること。</p> <p>(5) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあっては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。</p> <p>イ その者が所有する農地(その者が当該農地に係る次条第3項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容</p>		

とする協定（以下「貸付協定」という。）を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結しているものに限る。）

ロ その者が地方公共団体又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から第1号から第3号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地中間管理機構と締結しているものに限る。）

（特定農地貸付けの承認）

第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。

2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積
- (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
- (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件
- (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
- (5) その他農林水産省令で定める事項

3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。

- (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。）の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。
- (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
- (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
- (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 略

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令

（特定農地貸付けの承認の基準）

第3条 法第3条第3項第4号の政令で定める基準は、同条第2項第1号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする。

（特定農地貸付けの変更等）

第4条 特定農地貸付けについて法第3条第3項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定

農地貸付けについて同条第2項各号に掲げる事項の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第3項において同じ。）の承認を受けなければならない。

2 法第3条第3項及び第7条の規定は、前項の変更の承認について準用する。

3 略

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則

（貸付規程に記載すべき事項）

第2条 法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類
- (2) 法第3条第2項第1号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類

標準処理期間	40日
関係法令等	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項、第3条第1項～第3項 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条、第4条第1項・第2項 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第2条
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—